

令和2年11月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年11月9日(月)
14時00分～15時10分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第23号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地証明書について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員

令和2年11月9日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>ご苦労様です。それでは、時間前ではございますが、皆さまお揃いですので始めたいと思います。11月に入りまして、朝夕寒くなり体調管理も大変でございます。また、皆さまには先月からの現地確認等にご協力いただき、ありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会11月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。8番の前田委員さん、9番の西尾委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計5件</p> <p>○議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第23号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>議案の説明に入ります前に、先月の総会での確認事項について事務局より説明させていただきます。</p>
次長補佐	<p>それでは、先月ご質問いただきました2件についてご説明いたします。まず、1つ目のご質問は、所有者が今年には耕作をしない農地を野帳に2本線で消した場合、野帳から削除されるかどうかというご質問でした。これについては、原則、農地を野帳から削除することはできません。2本線で訂正できるものは、作物名、請負耕作者名などの軽微なものです。原則、農地を野帳から削除される場合は、1つ目、転用で地目が田から宅地等に変更となった場合、2つ目、非農地通知により田から山林、原野に変更となった場合、3つ目、収用等で所有者が変更となった場合です。</p> <p>次に2つ目のご質問は、野帳に記載のない場合、農地パトロールで、利用状況調査の対象にはならないのかというご質問でした。農業委員会では、平成29年から遊休農地発生防止のための調査が必須業</p>

	<p>務となりました。そのため、生産者が毎年確認している確認野帳を利用して、遊休農地の調査を行っております。そして、これまでの調査により確認野帳で3年間休耕となっている農地の利用状況調査の目処がつかしました。今後は、この範囲を拡大していくことになっております。まずは農地検討委員会を開催してその方向性を決め、総会でお諮りする予定です。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号6番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は1,326㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号6番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。それでは、調査報告をさせていただきます。譲渡人の〇〇さんと、譲受人の〇〇さんはご自宅近くで自作をされております。申請地の1,326㎡の田んぼは仲間田になっており、実際の耕作はずっと〇〇さんがされておりました。お二人とも高齢になり、どちらの所有かをはっきりさせておこうと話合われて、売買で所有権の移転をされることになりました。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>

会長	無いようですので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号7番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は5筆で、合計面積は8,716㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから7ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告お願いいたします。
〇〇委員	譲渡人の〇〇さんは〇〇にお住まいです。〇〇さんのお父様が〇〇にお住まいで、お父様の方から私にこの田んぼを買ってもらえないかという相談がありました。私は、それなら地元の〇〇さんに譲られてはどうかというお薦めし、話し合いの結果、売買での所有権移転となりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号8番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号8番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、合計面積は5,705㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、成年後見人として〇〇さんです。位置図については8ページから10ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いします。

〇〇委員	譲渡人の〇〇さんのお宅は旦那様が亡くなられてまして、〇〇さんと息子さんの〇〇さんのお2人だけになります。現在は〇〇にお住まいで、息子さんは障害を持っておられるそうで、もう家に帰ってくることもないということで、田んぼを処分したいとご近所の〇〇さんに相談されて、売買が成立しました。ご審議、よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号9番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は583㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、11ページから12ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	譲渡人の〇〇さんは、現在、〇〇にお住まいで〇〇にはもう戻れないそうです。元々は、地区に無償でもらって欲しくないかという相談があったそうですが、法人ではないので、〇〇さんをお願いされました。元々、こちらの田んぼは3人の仲間田だったそうです。区画した時点で、もう一方の分を〇〇さんが買われて、現在は2人の共同の田んぼということで、今回も〇〇さんをお願いをされて承諾されました。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、次に、受付番号10番について、事務局より説

	明をお願いします。
事務局	<p>受付番号10番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は27筆で、合計面積は3,949㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	先ほどの〇〇さんの案件と関係しておりますが、こちらの申請地は〇〇さんが耕作されており、自治会の方から引き続き耕作をお願いされて、了承されました。以上です。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第21号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第21号については「承認」といたします。続いて、議案第22号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第22号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。</p> <p>受付番号31番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。申請地は、〇〇4032-2、地目は田で面積が82㎡で、宅地乗入口として転用を行おうとするものです。位置図については、18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致して</p>

	おりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号31番について、調査報告致します。
〇〇委員	それではご報告いたします。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は、同じく〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇4032-2、地目は田です。位置図をご覧ください。〇〇さんのご両親は、現在ご高齢のため、介護施設のデイサービス等を利用されています。現在の宅地の入口には車庫等がありまして、車いすがやっと通れるような狭い状態です。また、送迎時に、前の道に車を止められると、狭いので他の車が通れなくなり、安全性にも問題があります。そこで、親戚である〇〇さんの田んぼを宅地の進入路と駐車場にしたいとお願いをされて、了承されました。幅が3m、長さが30m弱になります。送迎の車もこちらに乗り入れることができるようになります。境界には擁壁を設置し、雨水はご自宅で利用している雨水桝へ流します。また、地区の区長、生産組合長、土改、隣接耕作者の同意書も添付されております。特に問題はないと思われますので、よろしく願いいたします。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第22号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第22号については「承認」といたします。続いて、議案第23号の「農用地利用集積計画について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第23号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、 「10年以上」の新規の利用権設定が4件で、面積が64,558.61㎡となっております。

	<p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。申請の内容は、6ページに記載のとおりです。また、配分先(担い手)は別紙にて記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第23号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第23号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回はありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地証明書について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	7ページの報告事項1についてですが、3番の〇〇の〇〇さんの件ですが、耕作は〇〇への委託でよろしいですか。〇〇の方だと思いますが。
会長	田んぼは〇〇にありますし、これは間違っているのではないですか。
事務局	確認いたしました。申し訳ございません、〇〇営農組合です。訂正をお願いいたします。

〇〇委員	先月質問をしなかったのですが、まだ理解していないことがあり、前回野帳と台帳の話をされましたが、使い分けがわかりません。どう違うのでしょうか。
次長補佐	野帳と台帳の違いは、農業委員会が持っているものが台帳で、再生協議会で持っているものが野帳です。
〇〇委員	台帳と野帳では一つの田んぼの面積が違うのですか。
次長補佐	原則、同じです。
〇〇委員	野帳と台帳はどう使い分けするのですか。
〇〇委員	保険を掛けるときは野帳です。田んぼの面積はこれだけあるけど、その中の水田の面積はこれだけというような。
〇〇委員	野帳は水張り面積と同じですか。
〇〇委員	保険金額の対象面積である野帳の水張り面積で保険を掛けます。
次長	農業委員会で所有し管理しているものを台帳、皆さんが生産調整で、現場を回られてチェックされるものが、各生産組合の野帳です。
事務局	少し補足をさせていただきますと、農業委員会で所有している農地台帳は、法務局で登記地目が田と畑の土地を基にしているものです。農地台帳には面積、地目、所有者、耕作者等の情報が載っています。また、例えば転用があれば台帳から除外をし、農地ではなくなるといった入力をしております。確認野帳というものには、休耕、自己保全管理されているといった現況や、転作されたものがあれば、その転作物等の情報が載っていますが、そのような情報は農地台帳には載っておりません。従って、利用状況調査を行う際に確認野帳の情報を参考としております。
〇〇委員	非農地通知で本人が地目変更をしないと、どうなりますか。
事務局	本人が地目変更をしなければ、当然登記は田のままです。ただし、

	こちらとしては非農地通知を出せば、その時点で台帳から除外します。登記は田のままですので、法務局の登記とずれが生じます。確認野帳は初めに説明しましたが、非農地通知を出せば削除されます。
〇〇委員	法務局にだけ田として残りますが、両方から落とすということですね。
事務局	はい。台帳には履歴は残りますが、農地としてはなくなります。
〇〇委員	資料の 21 ページに、相続未登記の場合と書いてありますよね。相続未登記の場合でもそのまま法務局へ申請書を出してもらえばいいのですか。去年は先に相続をして下さいと言っていましたよね。
〇〇委員	亡くなった方の名義なら、地目だけ変更するということですね。
〇〇委員	地目だけ変更することは可能ですか。
事務局長	地目の変更はできますが、相続の手続きは別に行っていただく必要があります、そのことを承知していただいて出す書類になります。
〇〇委員	わかりました。
次長	相続未登記の件ですが、資料の 17 ページに説明がございます。こちらに、亡くなられた方の除籍謄本と相続をされる方の戸籍謄本、住民票が必要と書かれていますが、相続人であることの証明が必要なのか、関係が確認できればいいのか、については確認いたしまして、後日ご連絡いたします。
会長	また、わからないことがあれば事務局にご連絡ください。よろしく願いいたします。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は、ご審議ありがとうございました。また、先月は農地パトロ

	<p>ールと利用状況調査、大変ご苦勞様でした。今月も研修会や、非農地通知の戸別訪問もありますが、皆さん安全に留意して活動をしていただきたいと思います。以上で、11月の総会を終了いたします。どうもご苦勞様でした。</p>
	<p>— 11月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年11月9日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 8番 前田 真 一 郎

9番 西尾 和 三 郎